

[事業報告]

人口減少期における地方立地・小規模大学の課題 ～公私協力方式大学を中心として～

栗田 秀隆

山陽小野田市立山口東京理科大学 法人事務部

A Study of the Issues of Japanese Universities during the Period of Depopulation

Hidetaka KURITA

Administration, Sanyo-Onoda City University

Abstract

米国では、1980年に1,700万人のピークを迎えた18歳から21歳の米国青年人口は、継続的に減少し、1995年の1,300万人台へと、約400万人減少した。一方、1980年代の日本では、停滞する経済の復興・再生にとって、大学の構造変革による教育・研究の活性化が不可欠であり、大学に対する国の厳しい管理統制を緩和ないし廃止する必要があるという認識が財界や政界に広がった。これにより、大学設置基準の緩和が行われ、国が18歳人口の増減に依拠して高等教育規模を想定しつつ需給調整を図るといった右肩上がりの成長期に採られてきた政策手法はその使命を終え、大学・企業・地方公共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、大学の規模や配置等が決まるものとした。これは、18歳人口を含む本格的な人口減少期を迎えるにあたり、市場競争によって大学淘汰を促すものとなった。本報告書では、青年人口減少期の米国大学の対応と、日本の高等教育政策の変遷、イギリスにおける大学と地域の共創事例を概観し、地方に立地する公私協力方式大学を中心に、人口減少期における課題と対応について言及する。

キーワード：大学改革と規制緩和，公私協力方式大学，地域高等教育政策

1. 青年人口減少期の米国大学の対応

(1) 大学冬の時代と大学淘汰

米国の18歳人口は、1970年代から1980年代にかけて急激に上昇したが、1980年を境として1995年に向かって急角度に減少した。1979年に431.6万人のピークを迎えた18歳人口は1980年を境に減少に転じ、1995年にはピーク時の約4分の3となる333.2万人へと減少した(表1)。

表1 米国の18歳人口の推移

	18歳人口(千人)	増減
1970年	3,781	87.6
1975年	4,256	98.6
1979年	4,316	100.0
1980年	4,243	98.3
1985年	3,634	84.2
1990年	3,431	79.5
1995年	3,332	77.2

(出典：館昭「大学改革日本とアメリカ」1997年)
増減は1979年を100とする。

これに応じて、1976年から1986年までの10年間に62校が閉鎖し45校が合併した(表2)。このほか、閉鎖はされていないものの61校が大学・短大としての認定資格を喪失し、連邦政府の全米高等教育機関名簿から抹消された¹⁾。

表2 1976年から86年における閉鎖・合併校

	閉鎖(校)	合併(校)
博士学位授与大学	0	2
統合制4年制大学	4	2
教養カレッジ	22	4
短期大学	18	26
宗派大学	11	2
専門大学	7	9
計	62	45

(出典：喜多村和之「現代アメリカ高等教育論」1994年)

米国では、認定資格を取り消された大学・短大は、連邦政府の補助金受給資格と社会的信用を失い、もはや生き残ることは難しいとされる。この結果、18歳人口減少期の1980年から1992年までの12年間に107校が閉鎖した(表3)。

表3 1980年から92年における閉鎖校

	閉鎖(校)	構成比
公立4大	0	0.0%
公立短大	2	1.9%
私立4大	69	64.5%
私立短大	36	33.6%
計	107	100.0%

(出典は表1と同じ)

閉鎖や合併の原因として挙げられるのは、学生数確保の失敗と財政難による経営の破綻である。喜多村和之(喜多村1994:232)は、閉鎖や合併に陥った大学の共通点として、小規模な私立大学(学生数1,000人以下)、教養教育中心のリベラルアーツ・カレッジ、宗派系の私立大学、2年制の短大という特徴を挙げている。逆に強い大学は、私立よりは公立、立地条件が良い大学、適当な額の基本財産を有している大学、創設年が古い大学、威信のある大学院を有する大学といった特徴を挙げている。

18歳人口減少期における新規高校卒業者の大学進学率は、1980年の49.3%から、1991年には62.4%に上昇したものの、大学進学者数は1,524万人から1,420万人に減少しており、館昭(館1997:146)は、「大学在籍者数への18歳人口減少の影響は、大学の進学率の大幅な上昇によっても埋めることはできなかった。」としている。

米国では、18歳人口の減少により、学生数の減少⇒学費収入の減少⇒大学の経営難⇒大学閉鎖となり、1980年に3,231校あった大学・短大のうち、1995年までに少なくとも300校、多ければ900校が閉鎖するのではないかと予想され、「未曾有の大学淘汰時代」が到来するものと考えられた²⁾。

しかし大方の予想に反して、実際の米国での大学閉鎖例は予想以上に少なく、多くの大学が厳しい18歳人口減少期を生き残ることとなった。

(2) 米国大学の公私格差

1980年代の米国では、3,231校の高等教育機関のうち、公立は1,497校、私立は1,734校とほぼ等しい数の大学・短大を擁していたが、学生数は公立が78.2%に対して私立は21.8%の割合で、公立が圧倒的に多くの学生数を引き受けていた(表4)。

表4 米国大学における在学学生数の推移 (千人)

	私立大	私立短	公立大	公立短	総計
1970年	2,029	124	4,233	2,195	8,581
1975年	2,217	134	4,998	3,836	11,185
1980年	2,442	197	5,129	4,329	12,097
1985年	2,506	261	5,210	4,270	12,247
1990年	2,731	243	5,848	4,996	13,820

(出典：日本私立大学協会「私学振興史」2004年)

この背景には、学費の公私差も大きく影響した。全米の学生納付金の平均額は、1974年度の時点において、公立の平均が432ドルに対し、私立平均は2,117ドルと約5倍の格差があり、1970年代から80年代にかけて学費の公私格差はさらに拡大することとなり、大量の学生を受け入れ、しかも学費が私立の5分の1と低額な公立大学の発展は、私立大学にとって学生募集とその財源確保の両面から重大な脅威となり、大学淘汰の一因となった³⁾。

(3) 米国大学の大胆な自己変革

米国の大学が1980年代を生き残ってきたのは、次のような積極的な戦略の実行と、社会の変化に対する大胆な自己変革が行われた結果であるとされる⁴⁾。

①実学重視への転換

リベラルアーツ・カレッジでは「教養教育と実学教育との結合」や「実学重視への転換」により学生層を惹きつけることに成功した。

②新しい学生市場の開拓

女子学生、成人、パートタイム学生、外国人留学生といった新しい学生市場を開拓し18歳学生数の減少を補完した。また、成人とパートタイム学生を受け入れた大学は、彼らのニーズに適合した大学改革を積極的に行った。

③授業料割引戦略

事業収入や寄附金、基金の運用管理等を通じて財源を開拓し、エンrollment・マネジメントの一部と位置づけた授業料割引戦略として、給付型奨学金 (grant)、ローン (loan)、大学がキャンパス内外にパートタイムの職を保証するワークスタディ (work study) などの学生援助を積極的に増やすことで進学需要を刺激した。

④学生募集活動の洗練化

18歳人口の減少や資源・予算の減少傾向に対し、学生募集活動の洗練化、マーケティング手法の高等教育への応用、学生募集範囲の拡大など危機感をもった大学側の積極的な攻めの戦略が潜在的な進学需要を掘り

起こした。

⑤合併

宗派系大学や学生数が500人以下の小規模大学を中心に同じ州や地域内にある他の私立大学と合併することで一つの総合大学やカレッジになった。

⑥公立への移行

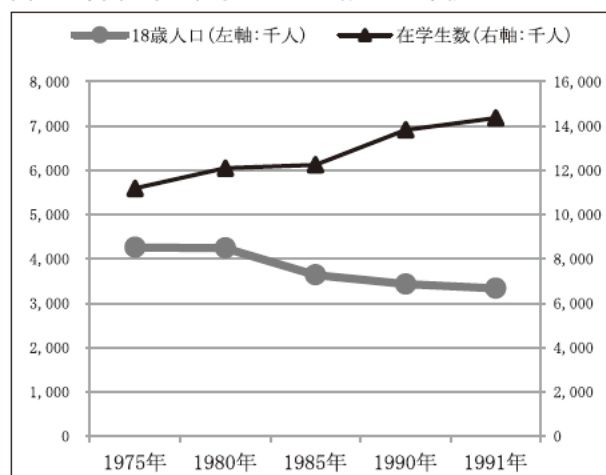
私立大学がその州や地域社会に移管されて、公立大学として生き残った。これらの私立大学のほとんどが州立大学群又は州のコミュニティ・カレッジ群の制度のなかに組み込まれた。

⑦減量経営の努力

積極的な攻めの対策を講じながら、教職員のレイオフ、新規採用者の抑制、学生数の規模縮小、教育プログラムの縮小・統合・廃止など、大学内部の余裕資源を減らすことによって経営の立て直しを図る減量経営の努力が講じられた⁵⁾。

以上のような取り組みにより、大学を魅力あるものに改編し、社会のニーズに応え、海外からの留学生や社会人の生涯学習に活路を見いだし、大学を市場経済の枠組内部に置いて自己変革が行われた結果、18歳人口の急減期にあつて、在学学生数は増え続けたのである(図1)。また、18歳人口急減期の1980年から1991年の期間に328大学が新設され、同期間に閉鎖された117大学の約3倍にのぼった⁶⁾。

図1 米国大学の在学学生数と18歳人口の推移



(出典：日本私立大学協会「私学振興史」2004年)

2. 人口減少期に向けた日本の高等教育政策

(1) 大学改革と規制緩和

米国において18歳人口減少期となった1980年代の日

本では「大学改革の時代」が幕開けした。大学改革の目標は「規制緩和」であり、その中核は大学設置基準の見直しであった。2002年、臨時国会において「学校教育法の一部を改正する法律」が可決され、大学設置認可制度の見直し、大学評価制度の導入、違法状態の大学への是正措置の整備等の改正が行われた。

2005年、大学設置認可の事後チェックとして文部科学省の認証を受けた認証評価機関による評価制度が開始した。この結果、大学の質を保証するシステムの根幹として機能してきた大学設置前の事前規制が、設置後の事後チェックへと大きく転換することになった。

規制緩和による大学設置基準の見直しが行われた背景は、統制と庇護による大学保護行政を転換し、市場競争を勝ち抜いた大学のみが生き残れるという淘汰のシステムにより、大学に活力を与え、教育改革と経営の刷新を推進させることで、大学の国際競争力を強化し、日本の経済・産業を活性化することであった。

(2) 地域間格差是正政策の転換

2002年8月、中央教育審議会は「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」の答申を発表し、大学設置審査の抑制方針の見直しを提言した。答申では、①高等教育全体の規模に関して、これまで大都市部における大学設置に係る審査については抑制的に取り扱ってきたが、高等教育の柔軟な発展や競争を制約する可能性もあることから、こうした方針の見直しを行うこと、②首都圏、近畿圏、中部圏における工業（場）等制限区域・準制限区域内の大学の設置について抑制的に取り扱ってきたが、大都市部における大学の自由な発展を阻害している等の批判があり、2001年7月に工場等制限法も廃止されたことを踏まえ、抑制方針を撤廃することとした。

(3) 大学淘汰の時代へ

2005年1月、中央教育審議会は「我が国の高等教育の将来像」の答申を発表した。2015年から2020年頃までに想定される高等教育の将来像のうち、高等教育の全体像に関する事項を示すとした「高等教育のグランドデザイン」となるものであった。この答申では、国の今後の役割として、18歳人口の増減に依拠して高等教育規模を想定しつつ需給調整を図るといった、右肩上がりの成長期に採られてきた政策手法はその使命を終えるものと宣言した。

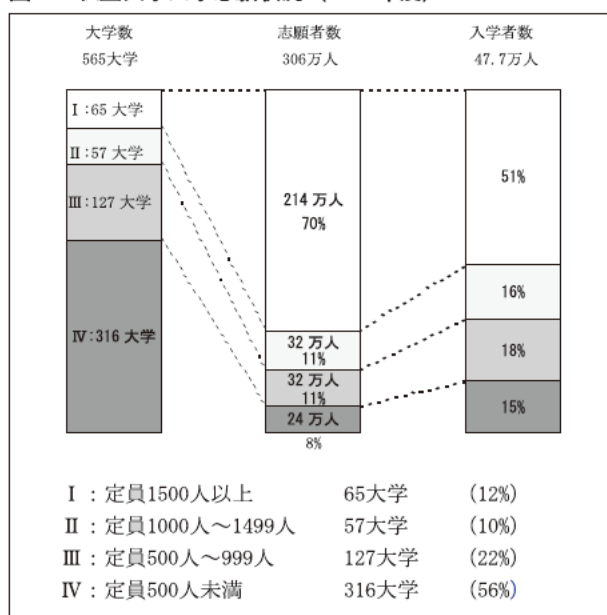
今後は、高等教育の将来像といったものが提示され、各高等教育機関・学生個人・各企業・地方公

共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、高等教育の規模や配置等が決まる仕組みへと転換し、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行すると述べている。まさに、市場競争により大学淘汰を促すことを目指したシステムに転換したのである。

3. 地方立地・小規模大学の課題

工場等制限法の撤廃後、それまで郊外に移転していた大学が再び首都圏を中心に都心回帰が進み、都市部にある大規模大学に志願者が集中するとともに、地方に立地する小規模大学の状況は一段と厳しさを増し、地域間の格差と規模の格差の面で二極化が進行した（図2）。

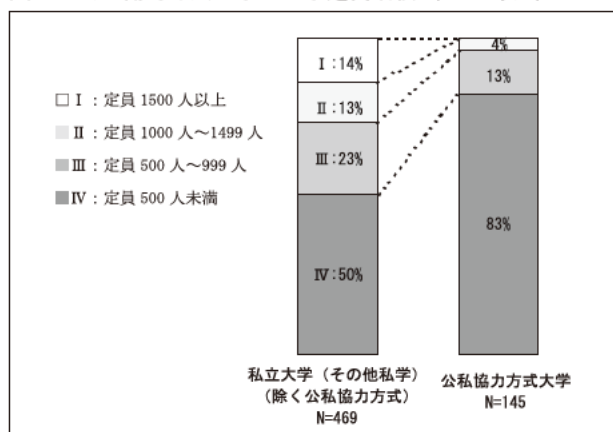
図2 私立大学入学志願状況（2008年度）



(出典：桜美林大学「桜美林シナジー第8号」2009年)

私立大学の内、公私協力方式大学とそれ以外の大学（その他私学）との入学定員規模における大学数を比較すると、その他私学では、定員1,500人以上の大規模大学が14%であるのに対し、公私協力方式大学ではこの規模の大学は1校も存在しない。逆に定員500人未満の小規模大学が83%を占めている（図3）。

図3 公私協力方式大学の入学定員規模 (2009年度)



(全国大学一覧、公私協力方式事例、HPから筆者作成)

格差の進行が顕著になるということは、地方の小規模大学にとって死活問題である。志願者の減少、定員割れ、財政状況の悪化という負のスパイラルに陥り、閉鎖・廃校に追い込まれかねない。

これまで18歳人口増加期に、高等教育機関の地域配置の適正化と、地域における高等教育機関の量的拡大の役割を果たしてきた公私協力方式大学は、大きな岐路に立たされている。

4. 公私協力方式大学の経営選択肢

2018年、文部科学省は進学率上昇を前提に2040年度の大学進学者数が約51万人になると試算した。特に地方を中心に厳しい状況があらためて浮き彫りになり、大学淘汰を回避し健全な経営を行うには、先行きは極めて厳しい。これからの公私協力方式大学における経営の選択肢として、大学の特性からすると、①自主的な募集停止、②統合・合併、③公立大学法人への移行、④自己変革の4つが考えられる。

(1) 自主的な募集停止

経営困難の原因が学生数の長期的な減少であり、抜本的な対策を見いだせないのであれば、早期の募集停止という決断も選択肢の一つである。

自主的な募集停止を選択する場合の留意点として、募集停止を行った後も学生が全員卒業するまでに最低3年の期間は運営を継続しなければならないことである。この間、新入生からの学生納付金収入や補助金収入は減少するが、人件費や諸経費の支出はほぼ従前どおり必要である。

これ以外に、公私協力方式大学が自主的な募集停止

を選択する場合は、さらに留意しなければならない点がある。

第1に大学用地の問題である。設置基準上、大学用地の2分の1以上は大学所有でなければならないため、地方公共団体から用地の無償譲渡を受けた大学・短大が多い⁷⁾。無償譲渡の条件として大学の用途廃止等があれば地方公共団体に返還する契約を取り決めていることがあり、設置申請の段階では学校法人の自己所有資産とされているものの、募集停止により撤退すると、用地上の建物を撤去した上で地方公共団体に返還しなければならない⁸⁾。

第2に、ほぼ全ての公私協力方式大学が、地方公共団体から設置経費の補助を受けているが、募集を停止し撤退する場合、地方公共団体が設置経費の返還請求を放棄した場合であっても、市民オンブズマン等による住民訴訟になることがあり⁹⁾、返還訴訟に備えて設置経費相当の資金を準備する必要がある。

このように、公私協力方式大学は設置経費返還の訴訟リスク・火種を抱えており、自主的な募集停止を選択する場合は、大学の整理に要する十分な余剰資金を確保しておく必要がある。

(2) 合併・統合

学校法人間の合併は、大学のみを設置している学校法人が高等学校や中学校を有する法人や短期大学を有する法人を吸収合併する、理系大学と文系大学が合併し総合大学となる、自大学と相互補完となる他大学と合併する、同じような教育理念をもった法人同士が合併する、などがある。

2011年4月、聖母大学を設置する学校法人聖母学園は上智大学を設置する学校法人上智学院と合併した。大学の発表によると、両者はカトリックの学校法人として共通する教育理念が多いこと、上智大学にはない看護教育を取り込むことができること、が合意に至った大きな要因である¹⁰⁾。

合併の場合、弱者連合ではあまり意味がない。両大学が立地する場所が比較的近距离であり、吸収する側の大学が大規模で、社会的威信が高く、収容定員を満たしており、合併後の校舎が学生募集に有利な大都市圏周辺となることが前提となるであろう。

大学の統合は、設置母体が同一法人の複数大学を統合することが考えられる。熊本県と長陽村から校地・建物・施設設備費等約41億8,600万円の補助を受け、公私協力方式にて設置された九州東海大学は、2008年4月、設置母体である学校法人東海大学が設置する東

海大学と統合した。

2009年4月時点では32の学校法人が複数の4年制大学(76大学)を設置していたが、同一法人内での大学統合にて課題となるのが、母体大学と公私協力方式大学との距離が離れているということである。公私協力方式大学を改組し母体大学の学部とする場合、4年間を地方で完結する学部に移行するか、前期課程は地方キャンパス、後期課程は母体キャンパスとする方法がある。時代を先導する教育プログラムに改編し、統合後も地域の高等教育に責任を持つ姿勢を地域社会に示すことが重要となるであろう。

(3) 公立大学法人への移行

地方独立行政法人法第68条第1項により、大学の設置及び管理を行う地方独立行政法人として、2004年4月に公立大学法人制度が創設された。

公立大学法人は、地方公共団体が設置・管理するという性格から、地域における高等教育機会の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての役割を担っており、地域における社会・経済・文化への貢献が期待された大学である¹¹⁾。

公立大学が法人化すれば地方公共団体とは別組織になり、一定の独立性を持つことができる。

公立大学法人が地域における知の創造、継承、活用を担う知の拠点としての役割を果たすとすれば、地方公共団体が主体となって地域貢献を目的として誘致し設置された公私協力方式大学は、学校法人の形態にとどまる必要性は乏しくなり、公立大学法人との線引きが曖昧になったと言える。

これは「誰が地域の高等教育を担うのか」ということを、地方公共団体と公私協力方式大学の両者で考えることでもある。

2018年4月現在、公立大学が設置されていない都道府県は4県(栃木県、徳島県、佐賀県、鹿児島県)であり、市立大学が設置されていない人口50万人以上の政令指定都市は、全国20市中11市(仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、川崎市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、福岡市、熊本市)である。

公立大学法人への移行を選択肢とすることができる公私協力方式大学は、①地方公共団体が学校法人を設立し、その学校法人が地方公共団体の経費を用いて設置した公設民営大学、②都道府県や基礎自治体が設置経費の大部分を補助して誘致・設置した公私協力方式大学が考えられる。また、経営権が学校法人から公立大学法人に移ることから、複数の大学を設置している

学校法人が、法人傘下の公私協力方式大学のみを分離し公立大学法人にする、あるいは既設の公立大学法人の教育課程の一部にするということも考えられる。

(4) 自己変革

文部科学省は国の行政機関として教育行政を推進する立場上、具体的に地域の高等教育政策を打ち出すのは難しい。これまでの高等教育政策では「我が国」の実態が何であるか、どの地域を指しているのかは触れられていない。少子高齢化を迎える日本では、全国一律の高等教育の発展を望むことは困難であろう。これからの高等教育政策は、「我が国」というくくりではなく、「地域」という中規模なくくりで、きめ細かな高等教育政策を考える必要がある。

18歳人口増加期は、地方に立地する大学と地元自治体との関係はそれほど緊密ではなかったと言える。私立大学にとって、設置申請や私学助成金、科学研究費補助金等の所轄庁は文部科学省である。一方、自治体は初等・中等教育の責任は持つものの、高等教育に関しては直接係わらない。自治体には、公立大学の設置や運営に関する政策はあっても、高等教育を包括的に扱う政策はなかった。

南学(南2003:13)は、「連邦国家ではないわが国では、自治体が独自の人材育成や研究機能を持ち、独自の設置基準や配置計画を行なうことは、法律上も不可能であり、狭義の『高等教育政策』は自治体ではあり得ない」と指摘している。

しかし、「我が国の高等教育の将来像」の答申では、「国から高等教育の将来像といったものが提示され、高等教育機関・学生個人・企業・地方公共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、(下線部筆者)高等教育の規模や配置等が決まるシステムに転換する。」としている。

全国知事会に設置された「府県政懇談会」は、1993年7月の報告の中で、地域に根差し多様な価値や個性を重視した教育システムへの転換を図るため、大学学部教育(大学院を除く)までの教育行政権限を都道府県へ移管するよう訴えた¹²⁾ように、本答申を発表する時点で、地方公共団体や地域が独自の人材育成や研究機能を持ち、独自の設置基準や配置計画を行なえるように権限委譲まで踏み込むべきであったかもしれない。いずれにしても本答申では、地方に立地する大学と地方公共団体に、それぞれ独自に高等教育計画(戦略)を作成し、実行することを促したものと言える。

しかし大学は地域コミュニティの一員である。双方

が高等教育の目標や計画を作成する過程で、大学の発展とまちづくりや地域活性化など両者の思惑が一致する部分が生じ、お互いがお互いを無視できなくなるであろう。公私協力方式大学は、地方自治体及び地域の高等教育機関と、地域における高等教育の将来像を自らの手で創造・共有し、大学づくりの方策を考える時を迎えたと言える。

5. 大学と地域の共創事例

イギリスでは、20世紀に工業都市として発展してきた地方都市は、主力毛織物工業の不振によって衰退の一途を辿った。このような中、1998年よりイギリス政府が進めた都市再生の動きの中で、地方都市が自ら組織を構築し、計画をつくりながら都市再生が進められた。英国イングランドの高等教育機関に対して財政的支援を行う機関である、イングランド高等教育財政協議会（HEFCE：Higher Education Funding Council for England）は、中核をなす役割として、次の5項目を挙げている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①学習と教育の質の向上
(Enhancing excellence in learning and teaching) ②高等教育への進学機会の平等と拡大
(Widening participation and fair access) ③企業・社会が求める知識・技術を養成
(Employer engagement and skills) ④研究の質の向上
(Enhancing excellence in research) ⑤地域社会・経済への高等教育の貢献
(Enhancing the contribution of Higher Education to the economy and society) |
|--|

(出典：HEFCE, *Strategic Plan 2006-11.10.2006*)

このうち、「⑤地域社会・経済への高等教育の貢献」に関する戦略をThird stream activities（高等教育機関の第3の活動）と称し、「人々の生活の質を向上させ、地域社会・経済の再生を支援し、都市の価値を増大させるだけでなく、雇用と富を創出する可能性を秘めている。」としている¹³⁾。

イングランド北部にあるブラッドフォード市に立地するブラッドフォード大学（University of Bradford）の法人事業計画には、「多様なコミュニティの中での教育や活動」と「大学が地域コミュニティの核になること」というHEFCEの第3の活動に合致した方針が立てられた。すなわち、この法人事業計画を具体的に進めるための行動計画を次のように示している¹⁴⁾。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. ブラッドフォード市と周辺地域に対する経済、社会的貢献 2. 就業機会、技術的基盤の改善による地域再生改革への貢献 3. 地元組織との対話と協働の機会の増大 4. 教育・研究・知識移転の企業活動や地域経済戦略への対応 5. 他の高等教育機関であるカレッジとの協働 6. 文化的多様性を活かしてコミュニティとの協働、アウトリーチ活動の活発化 7. 都心再生会社のつくった都市マスタープランに沿った都市再生に貢献する建物や施設への投資 |
|---|

大学と地域コミュニティや地元の利害関係者（ステークホルダー）との間で理解が進み、協働関係が構築され、地域の価値を向上しようとしている。

その流れの中で、ブラッドフォード大学では、大学の発展を目標とした経営戦略として、地域とどのように連携するかを大学の事業計画に取り込んで、大学キャンパスの施設や環境整備を行っている。

一方、ブラッドフォード市では、地方都市再生の計画づくりが行われ、地域と大学の双方で連携・協働の模索を行っているが、市の地域経済戦略計画に「高等教育」という章を設け、大学やカレッジの空間的ポテンシャルの向上を目指すことを目標としている。また、地域経済戦略計画を実現するための事業として、定住人口増、雇用創出、経済復興、生活・ビジネス環境の向上等を目標に、土地開発、住宅整備、文化・産業施設整備、公共空間整備等を行うものとしている。

このように大学が、地域コミュニティとの連携を強め、都市再生に大きく貢献するためにつくられたプロジェクトが「エコバーシティ（Ecoversity）」というモデルである¹⁵⁾。

教育、社会、環境、経済という4つの要素を関連づけることによって地域を再生するための新たな創造達成を目論むもので、地方都市・地域総体として多様な分野が連動して新たな好循環を造り出し、発展を目指すという理念の下に、大学の組織と活動を位置付けたコンセプトである。

小篠隆生（小篠2008：106）は、大学側は、大学の発展を目標とした経営戦略のひとつに地域連携を大きく取り込み、都市側は、物的資源としての大学キャンパス空間を重視し、また大学が持つ教育、研究、人材育成、資金調達といった力を都市再生の原動力として活用しており、双方がお互いをうまく利用して最大限の効果を生もうとしている、と指摘している。

これらの取り組みの中で、特に着目したいのは、

大学の事業計画や行動計画に、具体的に「ブラッドフォード市と周辺地域」という、重視するコミュニティの具体名や、「大学が地域コミュニティの核になる」という使命が明記されていることである。

また、市の地域経済戦略計画に「高等教育」が位置づけられ、大学がもつ教育、研究、人材育成、資金調達といった力を市再生の原動力として活用し、大学と自治体双方がお互いに好循環をつくり出していることである。

これらのことは、公私協力方式大学と大学が立地する自治体とのあり方・関係を考慮するうえで重要な一石を投じるものである。

6. おわりに

公私協力方式大学は、安定した大学経営を目指すうえで、在学生や受験生、父母、卒業生、地域住民、企業等の外部に対して目を開き、地域コミュニティとの積極的な結びつきを自らつくり出し、地域と共生する新たな「公私協力関係」を模索しなければならない。

そして、「私たちの地域にあの大学があって良かった」と学生・市民・高校・自治体・企業それぞれがメリットを感じることが出来る学園づくりを、公私協力方式大学の新しい使命・経営戦略の柱として据え、教育・研究・社会貢献といった大学の諸活動のすべてを、この使命を達成するために計画・実行される方向に集約しなければならない。

注

- 1) 喜多村和之, 1994, 『現代アメリカ高等教育論』東信堂231頁.
- 2) 喜多村和之, 1994, 『現代アメリカ高等教育論』東信堂237頁.
- 3) 喜多村和之, 1994, 『現代アメリカ高等教育論』東信堂63頁.
- 4) 舘昭, 1997, 『大学改革日本とアメリカ』玉川大学出版146-150頁、喜多村和之, 1994, 『現代アメリカ高等教育論』東信堂253-254頁.
- 5) 高橋靖直, 1998, 『アメリカ社会と高等教育』玉川大学出版25頁

- 6) 日本私立大学協会, 2004, 『私学振興史』831頁
- 7) 財団法人日本開発構想研究所の調査では、地方公共団体から用地の無償譲渡を受けた大学・短大は154大学中77大学。
- 8) 公私協力方式で設立したキャンパスを撤退する際、用地と建物を市に返還し、大学への補助金交付のために市が発行した市債の残高を大学が市に和解金として支払うことになった。岡本憲明, 2009, 『日経グローバル』129:38-41
- 9) 公私協力方式で設立した大学が民事再生法を申請した際、市は補助金債権を放棄したが、市民オンブズマンが原告となり、補助金の返還請求を市が大学に行うことを要求する住民訴訟を起こした。仙台市民オンブズマンHP (<http://sendai-ombuds.net/>, 2008,11,12)
- 10) 上智大学HP (<http://www.sophia.ac.jp/>, 2009,12,22)
- 11) 公立大学協会, 2000, 『地域と共に歩む公立大学』同時代社175頁.
- 12) 高橋寛人, 2007, 「公設民営大学の設立経緯にみる地域と大学」『IDE現代の高等教育』2-3月号55頁.
- 13) HEFCE, *Strategic Plan 2006-11*. 30. 2006
- 14) 小篠隆生, 2008, 「地域と大学の共創まちづくり『都市再生プロジェクトにおける大学の新たな役割・英国ブラッドフォード市とブラッドフォード大学』」学芸出版社107頁.
- 15) 小篠隆生, 2008, 「地域と大学の共創まちづくり『都市再生プロジェクトにおける大学の新たな役割・英国ブラッドフォード市とブラッドフォード大学』」学芸出版社107-108頁.

引用(参考)文献

- 江原武一, 1994, 『大学のアメリカ・モデル—アメリカの経験と日本』玉川大学出版
- クラーク・カー, 1996, 『アメリカ高等教育の大変貌』玉川大学出版
- 谷聖美, 2006, 『アメリカの大学・ガヴァナンスから教育現場まで』ミネルヴァ書房
- 南学, 2003, 「自治体の高等教育政策」『IDE現代の高等教育』12-16.